

よくあるご質問

Q 展示会、小売店等での出店等の事業が自然災害や疫病の流行などの不可抗力で中止となった場合はどうなりますか？

A すでに出展料や契約に係る費用等を支払っている場合、返金があったものを差し引いた最終支出額の2/3は補助金が交付されます(事業区分に応じた上限額があります)。

Q 展示会、小売店等での出店等の事業が自然災害などの不可抗力で延期となった場合はどうなりますか？

A 延期となった展示会等の事業に参加できない場合で、すでに出展料や契約に係る費用等を支払っている場合、返金があったものを差し引いた最終支出額の2/3は補助金が交付されます(事業区分に応じた上限額があります)。

Q 展示会、小売店等での出店等の事業が自然災害などの不可抗力で延期となり、開催日が年度を越える場合、補助金の対象となりますか？

A なりません。今年度に完了する事業が対象となりますので、次年度に持ち越した場合は、対象外となります。

Q 自己の都合により展示会、小売店等での出店等の事業を辞退したら、どうなりますか？

A すでに出展料や契約に係る費用等を支払っている場合でも、補助金は交付されません。

Q 個人事業者ですが、別府市外在住です。対象になりますか？

A なりません。個人事業者は、住民票住所地が別府市であることが条件です。

Q 市内に事業所がある小規模事業者ですが、代表者が別府市外在住です。対象になりますか？

A 対象です。小規模事業者の場合、事業所が別府市内にあることが条件ですので、代表者の居住地は問いません。

Q 令和7年2月(前年度)から海外で展示会を実施しています。令和7年度も継続して実施していますが、対象になりますか？

A なりません。令和7年4月1日以降に開始した事業が対象です。

Q インターネットを活用した事業とは、具体的にどのようなものですか？

A インターネット販売システム(EC サイト)、ホームページの新設、Web会社・工場見学、オンラインでのPRイベント実施、オンライン展示会で使用する動画作成、デジタルパンフレット作成、既存のECサイトモール(楽天市場やyahoo ショッピング)の新規出店等です。

Q 以前から開設していたホームページを改修しようと思いますが、対象になりますか？

A 単なる既存ホームページの改修は対象になりません。販売サイトを設けるなどの新規の事業を実施すれば、対象となる場合があります。

Q 展示会、小売店等での出店等の事業を別府市内(又は大分県内)で開催しますが、対象になりますか？

A 実施する事業が竹産業の販路拡大につながる内容であれば、対象となります。詳しい事業内容を交付申請時に提出してください。なお、大分県内での公募展等への出品は対象外とします。

よくあるご質問

Q 複数人で開催する展示会を申請したいのですが、補助の対象になりますか？

A 事業の目的と合致する事業で、交付対象者が負担する費用を明確に算出できる場合には、対象となります。

Q 公募展等に出品を行う場合、どのような経費が対象になりますか？

A 出品料(応募料)や作品の搬入に係る旅費、作品の輸送費等が対象となります。詳しい事業内容を交付申請時に提出してください。

Q 国内と国外の展示会を予定しており、企画会社は同一です。両方の展示会を申請できますか？

A できません。国内か国外のどちらかを選択してください。また、企画会社へ支払う委託料等国内と国外の経費が一本化されている費目がある場合、全体の支払金額から選択した事業の支払い金額の割合に応じた金額を按分計算して計上してください。

Q 展示会、小売店等での出店等の事業のために臨時的に雇用した従業員の報酬は、経費の対象になりますか？

A 対象です。以前から継続して常時従事している従業員への賃金は対象外です。

Q 国外へ渡航するためにパスポートを新規取得しました。取得料は経費の対象になりますか？

A なりません。すでにパスポートをお持ちの方が更新する場合の更新料も対象外です。

Q 国外へ渡航する際、航空券をビジネスクラスで申込みました。経費の対象になりますか？

A ビジネスクラス分の特別に付加された費用は対象になりませんが、エコノミークラスの費用は対象です。このほかグリーン車の付加費用も対象になりません。

Q 広報活動のためにノベルティを作成したいのですが、経費の対象になりますか？

A なりません。贈答用の費用等は対象外です。チラシやリーフレット等の印刷製本費は対象です。

Q クーポン券やクレジットカード会社等から付与されたポイントで支払った経費があります。経費の対象になりますか？

A なりません。現金で支払ったものが対象となります。

Q クレジットカードや電子マネー等で経費を支払いましたが、口座からの引き落としが3月31日を越えてしまいます。経費の対象になりますか？

A なりません。年度末日までに支払いが完了するものが経費の対象となりますので、3月31日までに支払いが完了するようにしてください。また、通帳等で支払額と支払日の確認をさせていただきます。

Q 補助金を交付してもらいました。提出した書類は破棄してもよいですか？

A 破棄できません。補助金の交付を受けた日に属する年度から5年間保存しなければなりません。

Q 申請した額と確定した交付金額が違います。なぜですか？

A 実績報告書の内容を審査した後に、実際の交付金額が確定しますので、申請された金額と前後する場合があります。